

鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正  
について

次のように改める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年鹿沼市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

第 2 条 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。